

研究員の主張

「食料・農業・農村基本法」と本県の将来」

強い法人経営体を増やそう 基礎的コストの低減が課題

昭和三十六年に制定された農業基本法が「食料・農業・農村基本法」と装いを改め、去る七月十六日に公布、施行された。制度の具体的な内容は、WTO（世界貿易機関）交渉や地方分権の進展、基本法を受けた基本計画の策定を待たなければ分からない部分があるものの、新しい基本法の方向に沿って本県の将来を考えてみたい。（三回シリーズの一）

今回の基本法が閉塞状況にある国内農業を打開するために制定されたことは言うまでもない。と同時に、日本の農業政策を先進諸国の農業政策に合わせ、国際的に認知される政策に改める意味もある。先進諸国の農業政策の流れは、市場原理の強化（新基本法第二条三項）環境政策と農業政策との統合（第二、四、五条）農業政策の地域政策へのシフト（第八条）が基本になっており、新基本法にも随所にその考え方が盛り込まれている。だが、それらの考え方を現場で実行するには、さまざまな難問が予想される。

基本法は食料自給率の目標を設定するとしている第十五条一項の二。従来の生産調整制度が根本から変わるのも自給率目標設定と連動しているためだ。生産調整制度は転作面積を配分するネガティブな手法から、生産目標を配分するポジティブな手法へと変わる。自給率目標の具体的な数値が明らかになるのは基本計画策定の段階だが、コメ生産目標の

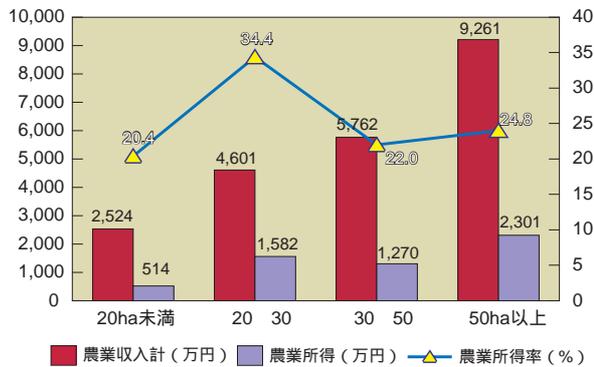
配分は今年十月と早い。従来の転作面積の全国平均は三五%だが、本県は二八・五%と少なかった。果たして、この比率に見合ったコメ生産目標となるのかどうか。

我が国の食料自給率（カロリーベース）は平成九年に四一%となった。中でも穀物自給率（食用＋飼料用）は先進諸国が軒並み高まる方向にあるのに対し、ひとり日本だけが低下し続け二八%（コメ九%、小麦九%、大豆三%）となっている。あの急峻な山と湖の国スイスでさえ七%で、先進諸国はほとんど一%以上であり、日本の異常ぶりが分かる。日本が海外から輸入している食料を農地に換算すると千二百万^{ヘクタール}になり、これは国内農地の二・四倍に相当する。自給率を向上させるとしても二・四倍の農地を新たに国内に設けることは不可能である。従って、新基本法は「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせる」としている。そうならば、

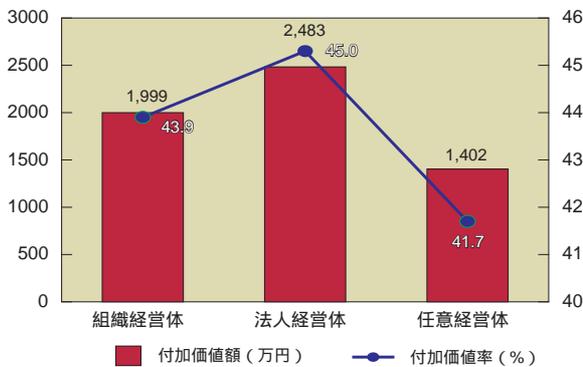
自給率を引き上げている小麦、大豆、飼料作物の生産を拡大する方向へ向かう必要がある。しかし、本県での麦類の生産は収穫期に雨が降り品質のよいものはできにくい。従って、大豆中心の取り組みにならざるを得ないだろう。だが、仮に大豆増産に向かっても、コメに近い収益を確保できなければ農業者は生産意欲がわかない。安い外国産との価格差を補てんするため公的資金を投入することは国民の納得が得られまい。何より、増産のための価格支持政策はWTOのルールに違反するので打ち出せない。また、農業者が収益を上げたとしても、市場価格が現在より高くなつては食品加工業界はコストアップになり使いたくても使えない。食品加工業界は現在でも膨大な量の安い輸入農産物を使っている国内農産物の市場を狭めており、食品加工業界に使ってもらえる価格にする必要がある。しかし、小麦、大豆、飼料の供給源であるアメリカでは土地コストの上昇から経営が破綻し離農者が続出しており、穀物供給力は一九七〇年代の半分に激減している。日本がこのまま穀物をアメリカに依存し続けることも危険になっている。増産体制と価格形成の仕組みをどうするか、極めて難しい課題である。そして、輸入農産物が増え続ける一方、一般家庭だけで五・二%の食料が食べ残されて捨てられている。飲食店や小売店での食べ残しや廃棄を含めると膨大な量の食料を無駄にしている。国民の食生活慣習、農産物の消費形態の大転換をも促す課題である。

食料自給率の問題は農業生産コストの問題と深くかかわる。アメリカの農産物と真っ正

(グラフ1) 農業所得



(グラフ2) 農業付加価値額 (農業純収益)



面から価格競争することは不可能であるが、農産物の鮮度、安全性、信頼性、個性といった市場原理に立脚することによって海外農産物と競争することは可能であろう。その場合、生産コストを低減して再生産が可能な価格設定にできるかどうか重要な課題となる。コメ流通は既に、生産者が消費者に直接販売する量が三割近くを占め、市場価格より安い価格で販売しながら利益率は市場経由の場合より多いケースも出ている。

新基本法は農薬や化学肥料の投入を少なくし家畜排せつ物等を有効利用し持続性の高い生産方式に改める方向にある(第三十二条)。また、農業経営の法人化を推進(第二十一条)するため農業生産法人の一形態として株式会社化への道を開き、加工や販売など事業の種類への制限をなくし生産体制の枠組みも変える。JAS法改正によってすべての生鮮食料

品に原産地表示行い、有機食品は検査認証を受けたもののみを「有機」表示が可能にするなど、流通方式も変える。かねてから県内でも有限会社の農業生産法人にしている農業者は株式会社化に賛成する声が強かった。法人化による家計と事業会計との分離、労働力確保、経営多角化などへ向かってきた農業者も少なくないが、株式会社化は資本調達力の強化による規模拡大にも新たな道を開くことになる。

本県の場合、農業生産法人に占める有限会社法人の比率は年々高まっている。しかし、農業に意欲のある認定農業者は五千五百八人(平成十年十二月現在)と数の多さでは全国上位にあるものの、この中の法人数は七十一と少なく、法人比率は一・三%と全国下位に位置している。新基本法下では、いかに経営感覚が優れた農業者を確保できるかが地域農業を左右することになると予想される。農業経営体の法人化推進が本県の最重要課題と言っても過言ではない。農水省統計情報部の調査によると、農業所得率は二十%から三十%の水田経営で急激に向上する(グラフ1参照)。そして、農業付加価値率は任意経営体と法人経営体とでは大きな差が出る

品に原産地表示行い、有機食品は検査認証を受けたもののみを「有機」表示が可能にするなど、流通方式も変える。かねてから県内でも有限会社の農業生産法人にしている農業者は株式会社化に賛成する声が強かった。法人化による家計と事業会計との分離、労働力確保、経営多角化などへ向かってきた農業者も少なくないが、株式会社化は資本調達力の強化による規模拡大にも新たな道を開くことになる。

本県の場合、農業生産法人に占める有限会社法人の比率は年々高まっている。しかし、農業に意欲のある認定農業者は五千五百八人(平成十年十二月現在)と数の多さでは全国上位にあるものの、この中の法人数は七十一と少なく、法人比率は一・三%と全国下位に位置している。新基本法下では、いかに経営感覚が優れた農業者を確保できるかが地域農業を左右することになると予想される。農業経営体の法人化推進が本県の最重要課題と言っても過言ではない。農水省統計情報部の調査によると、農業所得率は二十%から三十%の水田経営で急激に向上する(グラフ1参照)。そして、農業付加価値率は任意経営体と法人経営体とでは大きな差が出る

(グラフ2参照)。県内でも既に有限会社法人の農業者は優れた経営手腕を発揮している人が多いことが法人経営体の有利性を証明している。と同時に、農業従事者不足を補う対策として法人経営体を増やすことも重要である。その場合、いかに農地を流動化して法人経営体に集積できるかが地域農業の明暗を分けることになる。本県の水田価格(都市計画法の指定のない農用地の中田、十坪)の平均は百三十七万円だが、関東以西の二分の一から三分の一と安い。それは、西日本では農地が農業以外の目的に利用され資産価値としての農地所有が多いのに対し、本県では農地が農業生産目的に利用されてきたことが影響しているためと考える。規模拡大や経営多角化のために株式会社にして資本力を強化し農地を購入することは、西日本と比べて基礎的コストが少なく済むメリットがある。ところが、小作料となると状況は逆転する。本県の標準小作料は下がり続けているものの、全国平均が二万二千三百八十八円(平成七年)であるのに対し、本県は四十四市町村中三十七市町村が三万円、三万八千円の間にある。さらに、水利費など賦課金などのコストもある。農作業受委託による規模拡大は全国と比べて大きなハンディがあることになる。このような基礎的コストは経営コストに直結するので、受け手側が受けやすい小作料をどう構築するか、本県に課せられた重大な課題と言える。どんな作物を生産するかも大事ではあるが、新基本法下では経営の在り方が格段に重要性を増すものと思われる。

(庄銀総合研究所研究開発主幹・石川敬義)